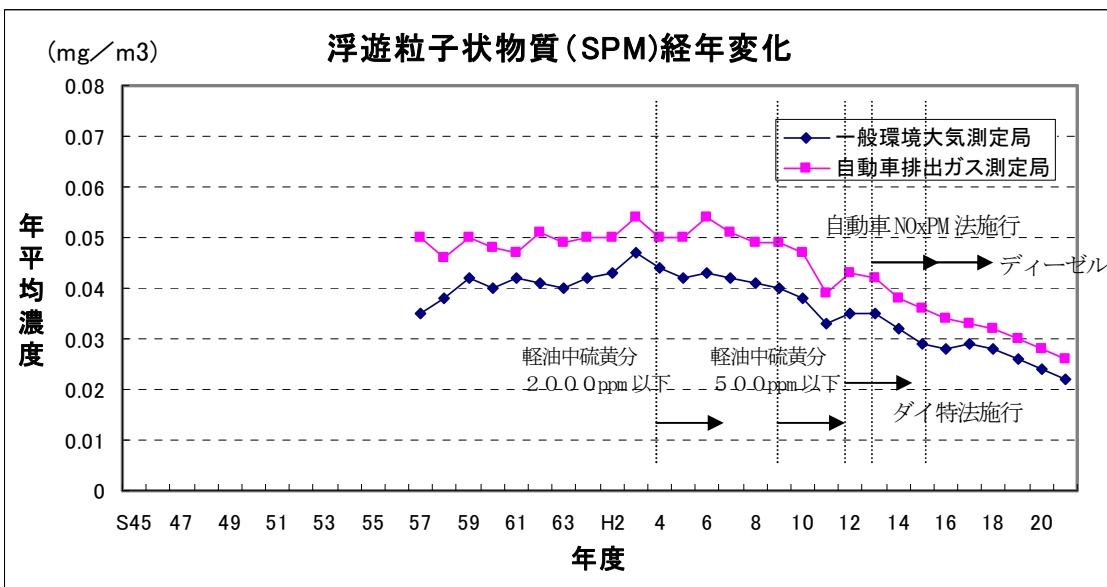
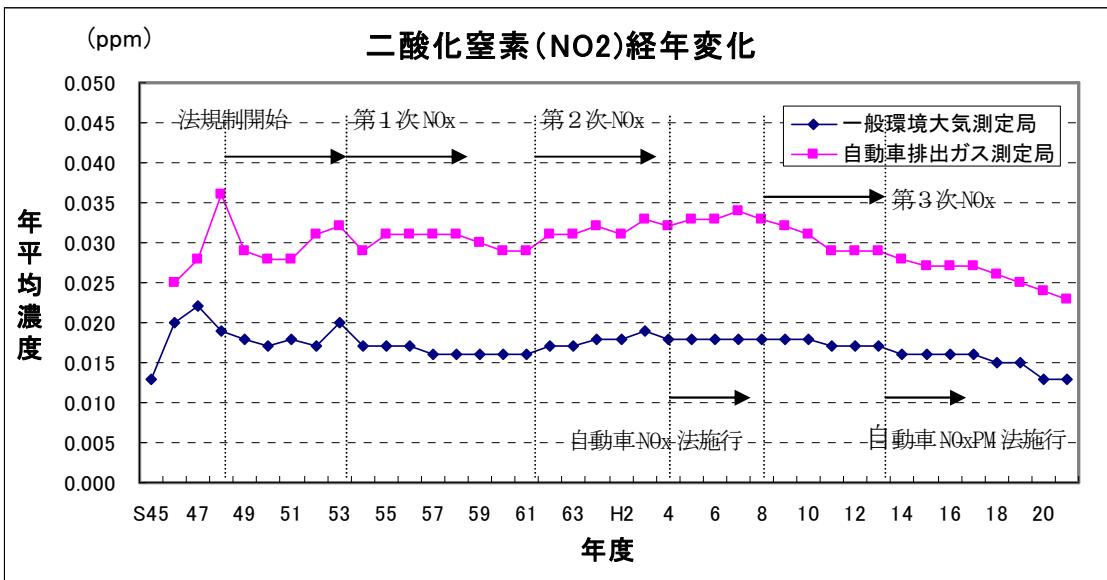
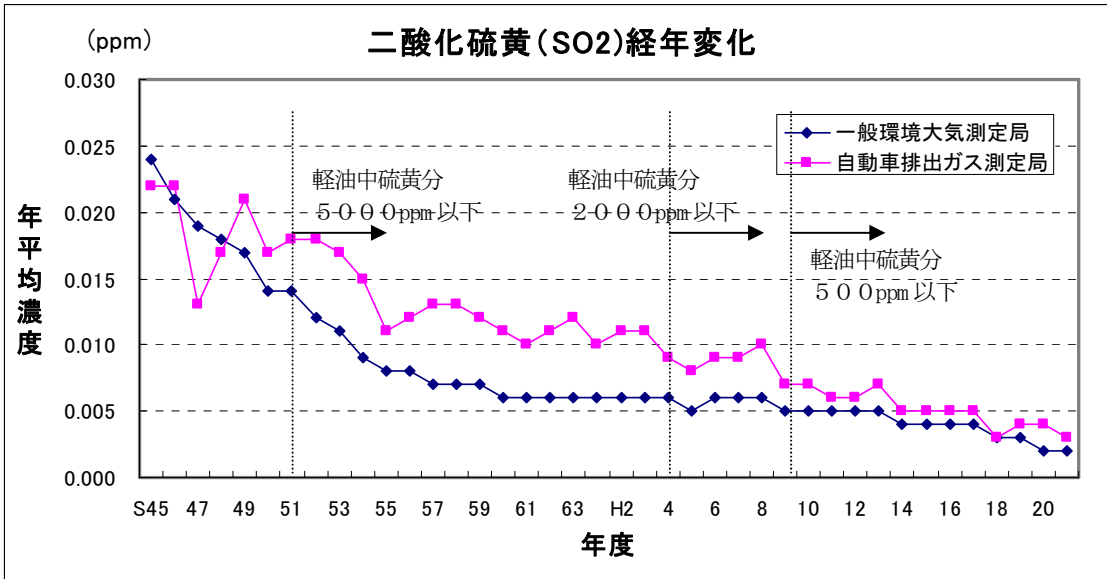
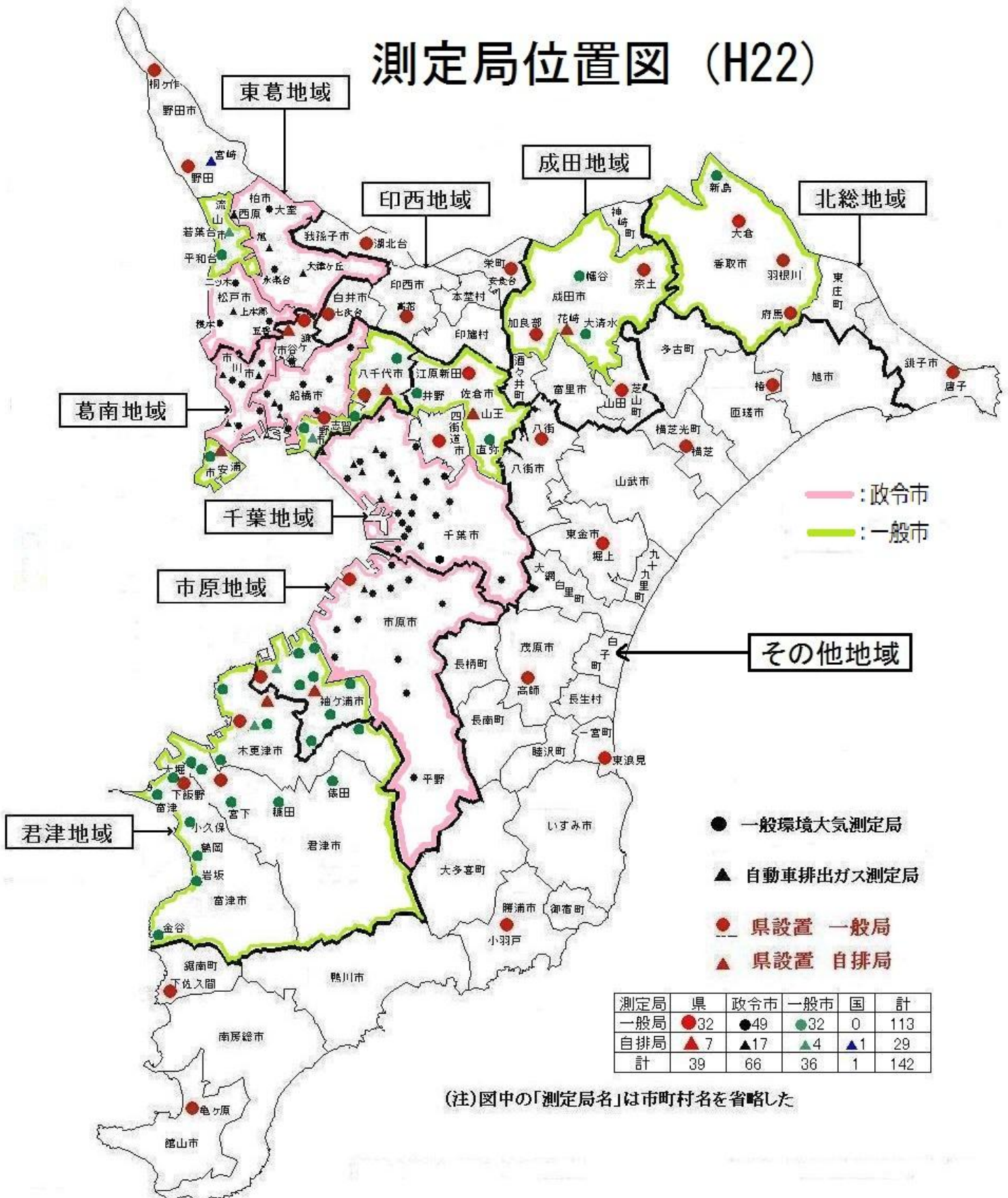


1 主な大気汚染物質の経年変化



2 測定局位置図

測定局位置図 (H22)



3 事務処理基準の概要

(1) 事務処理基準の位置づけ

大気環境常時監視は法定受託事務であり、県・政令市が事務を「処理するにあたりよるべき基準」として、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「事務処理基準」という。)を国が定めている。

(2) 事務処理基準の改正の背景

- 国は、微小粒子状物質(PM2.5)について、平成 21 年 9 月 9 日に環境基準を設定した。
- 地方公共団体における PM2.5 の監視体制構築に向け、平成 22 年 3 月に「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の改正を行った。

(3) 事務処理基準の内容

ア 測定局数

①県全体の望ましい測定局数について

$$\text{「望ましい測定局数」} = \text{「全国的視点からの必要な測定局数」} + \text{「地域的視点から必要な測定局数」}$$

②「全国的視点からの必要な測定局数」の算定方法

人口基準：7万5千人に1局

面積基準：可住地面積25km²に1局

を算出し、どちらか少ない方の数を基本的な測定局数とする。

③地域の区分

全国的な視点から必要な測定局数の算定において、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整をおこなうこともできる。(今回改正内容)

④「地域的視点から必要な測定局数」

「地域的視点から必要な測定局数」は、地形的・気象的な自然的状況と発生源・住民ニーズへの対応等社会的な状況を勘案して必要となる測定局数を定める。

イ 測定局の配置

測定局の配置については、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、県及び政令市において適切に決定する。

ウ PM2.5

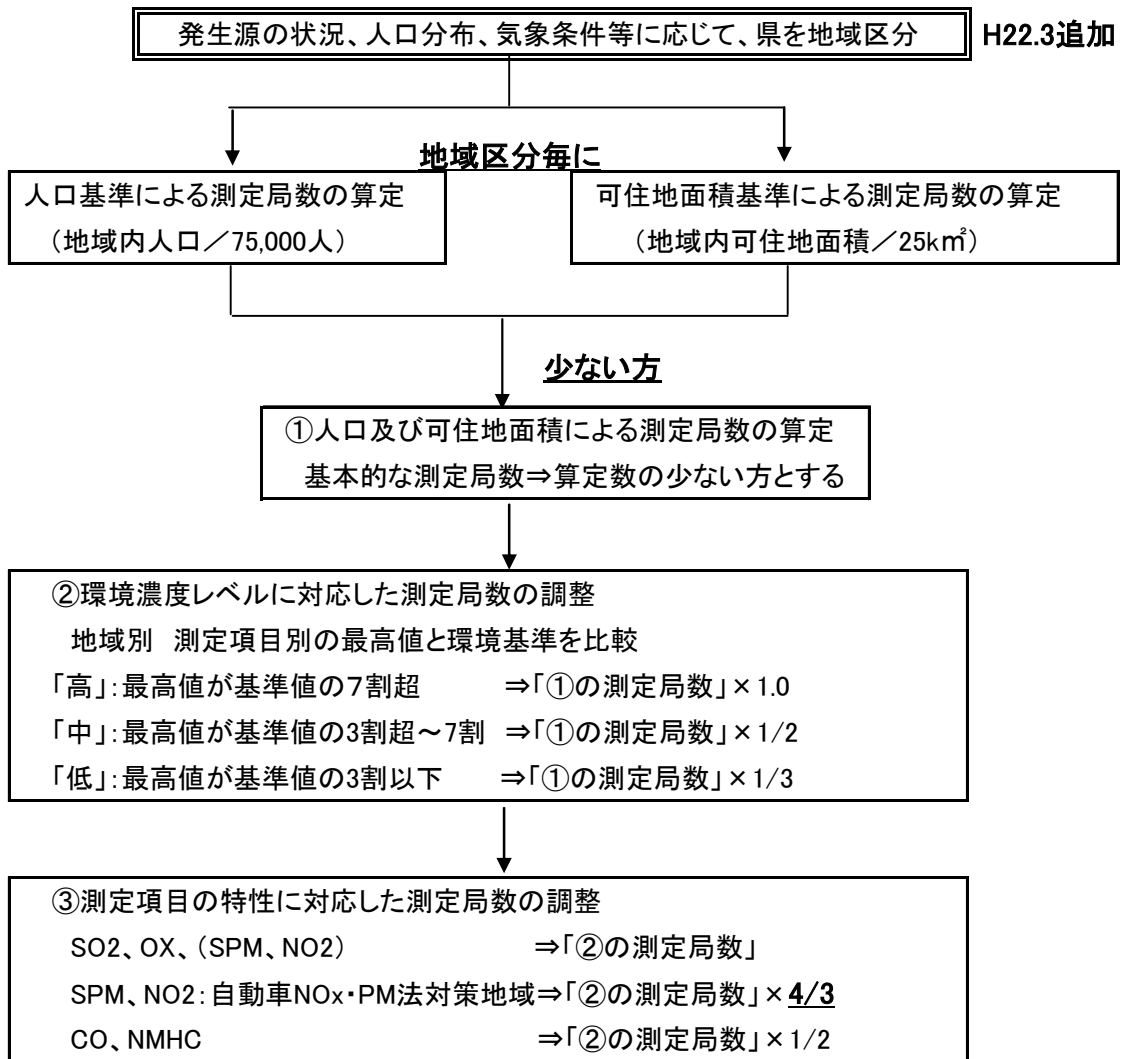
PM2.5 については、既存項目と同様に、望ましい測定局数等について規定され、段階的整備について記述している。

(3) 事務処理基準による必要測定局の算定フロー

「望ましい測定局数」

II

ア 全国的視点から必要な測定局数



+

イ 地域的視点から必要な測定局数

自然的状況、社会的状況など勘案すべき点が記述されているが、
測定局数の目安は示されていない

4 基本的測定局数の算定と既存の県設置局数

市町村での積算による基本的局数と既存の県設置局数

※⑤基本的測定局数:③④の少ない数(太字)

地域	NO	市町村コード	市町村名	人口 H22.4.1 現在 人	可住地 面積 H21.10.1 現在 km ²	人口 基準 必要 局数	面積 基準 必要 局数	県全域 の基本 的測定 局数	県が設 置すべ き局数	既存の 県設置 局数	備考
				①	②	③=① /75000	④= ②/25	※⑤	⑥	⑦	
	0		千葉県	6,189,979	3508.39	83	140	59	35	40	
東 飾	1	208	野田市	154,798	96.93	2	4	2	2	3	
	2	220	流山市	162,361	31.64	2	1	1	1		一般市
	3	217	柏市	398,741	100.80	5	4	4			政令市
	4	207	松戸市	484,600	59.20	6	2	2			政令市
葛 南	5	203	市川市	475,576	56.01	6	2	2			政令市
	6	204	船橋市	603,506	79.96	8	3	3			政令市
	7	227	浦安市	164,531	17.29	2	1	1	1	1	一般市
	8	224	鎌ヶ谷市	106,838	19.51	1	1	1	1	2	
	9	221	八千代市	188,944	44.93	3	2	2	2	2	一般市
	10	216	習志野市	162,099	20.95	2	1	1	1	1	一般市
千 葉	11	100	千葉市	957,688	219.36	13	9	9			政令市
	12	228	四街道市	87,076	28.29	1	1	1	1	1	
	13	212	佐倉市	172,439	79.48	2	3	2	2	2	一般市
市 原	14	219	市原市	279,017	230.60	4	9	4		1	政令市
	15	229	袖ヶ浦市	59,846	74.69	1	3	1	1	2	一般市
君 津	16	206	木更津市	126,388	92.56	2	4	2	2	2	一般市
	17	225	君津市	88,735	109.52	1	4	1	1	1	一般市
	18	226	富津市	47,929	80.18	1	3	1	1	1	一般市
	19	231	印西市	87,237	95.87	1	4	1	1	1	
印 西	20	222	我孫子市	134,720	39.20	2	2	2	2	1	
	21	232	白井市	59,908	29.55	1	1	1	1	1	
	22	329	栄町	22,690	28.88	0	1	0	0	1	
成 田	25	211	成田市	127,488	161.65	2	6	2	2	3	一般市
	26	409	芝山町	7,992	31.72	0	1	0	0	1	
	27	322	酒々井町	21,152	14.62	0	1	0	0		
	28	233	富里市	51,367	46.31	1	2	1	1		
	29	342	神崎町	6,572	15.66	0	1	0	0		
北 総	30	236	香取市	82,794	207.88	1	8	1	1	3	一般市
	31	202	銚子市	69,582	68.71	1	3	1	1	1	
	32	349	東庄町	15,186	39.30	0	2	0	0		
そ の 他	33	215	旭市	69,233	116.58	1	5	1	1		
	34	347	多古町	16,027	53.78	0	2	0	0		
	35	235	匝瑳市	40,314	86.85	1	3	1	1	1	
	36	410	横芝光町	24,995	56.75	0	2	0	0	1	
	37	237	山武市	56,293	101.83	1	4	1	1		
	38	230	八街市	74,750	62.61	1	3	1	1	1	
	39	213	東金市	60,947	71.09	1	3	1	1	1	
	40	403	九十九里町	17,842	22.59	0	1	0	0		
	41	402	大網白里町	50,277	48.21	1	2	1	1		
	42	424	白子町	12,260	25.24	0	1	0	0		
	43	423	長生村	14,521	26.45	0	1	0	0		
	44	421	一宮町	12,034	16.65	0	1	0	0	1	
	45	210	茂原市	92,440	81.22	1	3	1	1	1	
	46	426	長柄町	8,080	24.92	0	1	0	0		
	47	427	長南町	9,125	32.69	0	1	0	0		
	48	422	睦沢町	7,401	21.52	0	1	0	0		
	49	238	いすみ市	40,939	90.01	1	4	1	1		
	50	441	大多喜町	10,833	41.69	0	2	0	0		
	51	443	御宿町	7,802	10.56	0	0	0	0		
	52	218	勝浦市	20,431	36.42	0	1	0	0	1	
	53	223	鴨川市	35,240	71.85	0	3	0	0		
	54	234	南房総市	42,175	106.20	1	4	1	1		
	55	463	鋸南町	8,950	19.52	0	1	0	0	1	
	56	205	館山市	49,270	61.77	1	2	1	1	1	